

第2回児童館等再編成専門部会

平成30年7月30日

資料1

児童館等再編成方針 (素案)

平成 年 月

児童青少年課

目次

はじめに	1
第1章 児童館等の現状	2
第2章 児童館等の課題	4
第3章 児童館の機能・役割	7
第4章 今後の取組の方向性	9
・地域型児童館	9
・特化型児童館	10
・基幹型児童館	11
児童館・学童クラブ関係資料	13

はじめに ～再編成の必要性～

西東京市には 11 の児童館(センター)が設置されており、多摩 26 市における児童館の設置数は上位の状況にあります。これは、合併前の旧田無市・旧保谷市において、それぞれの市が青少年の健全育成を図るための施設として児童館の必要性、重要性を鑑み、設置の促進を図ってきたことによるものです。

市の公共施設(児童館を含む。)の多くは昭和 40 年代から 50 年代に整備され老朽化が進む一方で、人口減少や少子高齢化に伴い市税収の大幅な減少が見込まれるなど、今後、全ての施設を改修、建替えることは困難になる見通しです。そのため、市では平成 28 年 9 月に「西東京市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の設置状況や児童・生徒数等の推計を踏まえ、児童館の再編整理や民間事業者への管理運営委託の推進を検討することとしています。

一方、少子高齢化による子どもの数が減少するとともに、共働き世帯の増加など社会環境は変化しています。また、いじめやひきこもり、不登校、児童虐待、貧困などが社会問題となっており、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、児童館の果たすべき役割や運営方法を見直し、新たな子どもや家庭への支援を検討する必要があります。

また、平成 27 年 4 月より「子ども子育て支援新制度」が施行され、学童クラブ(放課後児童クラブ)が市町村における事業として位置づけられたことにより、サービス面の拡充や学童クラブの支援の質の確保、需要の増加への対応が求められ、これらに対する財源の確保も課題となっています。

子育て支援計画では、基本方針の 1 つとして『子どもの主体的な参加ですすめる』を掲げ、「子どもの参画の推進」における「居場所づくり」の今後の取組において、「児童館の休日開館や夜間開館を充実させ、中高生や青少年を対象として機能を特化する等、児童館の再編成を進めます。」としています。

第 4 次行財政改革大綱アクションプランにおいては、児童館・学童クラブの民間活力の活用促進を掲げており、増大・多様化するニーズに迅速かつ的確に対応し、効率的で質の高いサービスを提供するために、民間事業者の視点、スキルやノウハウを活用し、事業運営委託を進めていくこととしています。

こうしたことから西東京市では、西東京市公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の総量抑制とインフラの適正管理を図りつつ、高度化・複雑化する市民ニーズや社会状況の変化等に対応するため、児童館等再編成方針を策定するものです。

～方針の位置づけ・見直し等～

西東京市公共施設等総合管理計画(公共施設等マネジメント基本計画)及び子育て支援計画で掲げた、今後の児童館等の再編整理を実現するための方針として位置づけられています。

平成 31 年度からの取組の実施に向けて方向性を示すものとし、今後、後期総合計画や子育て支援計画等と併せて検討・見直しを行うこととします。

また、毎年度末に翌年度以降の 3 ヶ年度における具体的な取組の概要や事業費を整理します。

第1章 児童館等の現状

1 児童館等の現状

(1) 児童館の設置状況

「はじめに」に記載したとおり、西東京市には現在、11の児童館・児童センターが設置されています。このうち、ひばりが丘児童センターと下保谷児童センターの2館が中高生の居場所機能を付加した特化型児童館として整備され、それぞれ民間委託により運営されています。

特化型児童館以外の9館は、比較的小規模な地域型児童館として設置されていますが、そのうち6館は昭和50年代に建築され、建物の老朽化対策も必要となっています。

これまでの再編整備の取組としては、平成25年度にひばりが丘児童センターと近接していたみどり児童センターを廃止し、平成26年度に西原北児童館と近接していた西原児童館を廃止しています。

(2) 児童館の利用状況

西東京市の児童館全体の来館者数は、過去3年間、おおむね横ばいで推移しています。

来館者の内訳としては、特化型のひばりが丘・下保谷の児童センター及び地域型の保谷柳沢児童館で夜間開館を含めた中高生の利用が多くなっており、その他の児童館では小学生の来館者が中心となっています。

また、児童館によっては、小学生の来館者のうち学童クラブ児童の占める割合が高くなっており、中町・ひばりが丘北・田無柳沢の各児童館(センター)では、小学生来館者の3分の2以上が、学童クラブに所属する児童となっています。

(3) 学童クラブの設置状況

市が設置している学童クラブは34施設あり、そのうち9施設を民間委託しています。設置場所の内訳としては、児童館併設14施設、単独設置6施設、小学校敷地(校庭)内5施設、小学校校舎内9施設となっています。

近年の取組としては、平成28年度に向台第三学童クラブ(向台小学校内)、平成30年度に田無第三学童クラブ(田無小学校内)を新たに設置しています。

(4) 学童クラブの利用状況

学童クラブへの入会児童数は、ここ数年増加傾向が続いており、平成28年度当初の1,933人に対し、平成30年度当初は2,133人となっています。入会児童数の増加に伴い、定員超過率(定員に対する入会児童の割合)は、学童クラブ全体で119.3%(平成28年度)から124.1%(平成30年度)に増加している状況です。

学童クラブ別では、本町(192%)、田無柳沢(174%)、保谷柳沢第二(170%)など、8箇所の学童クラブで定員超過率が150%を超えており、定員超過解消に向けた対策が必要となっています。

(5) 今後の年少人口の推移

市が平成29年11月に作成した「西東京市人口推計調査報告書」では、市の人口は平成34年から緩やかに減少すると推計しています。そのうち、年少人口(0歳から14歳の人口)については、平成31年をピークに減少に転じ、平成49年には平成29年と比較して12.7%減少すると見込まれています。

年少人口の減少に伴い、児童館の利用者数も一定の減少が予想されることから、適正配置数について、今後検討が必要となります。

また、学童クラブについては、年少人口の推移のほか、共働き世帯の増加等による学童保育の需要動向も踏まえ、今後の配置数の検討が必要です。

第2章 児童館等の課題

児童館は児童の健全育成を図ることを目的に設置されています。しかし、限られたスペースと現行の職員体制では、0歳から18歳未満の全ての子どもたちに対する新たな課題への対応やサービスの提供が難しくなっています。

1 児童館・学童クラブに求められているもの

(1) 安全・安心な居場所の確保

- ◇学童クラブの利用児童数の増加により、一般来館する児童が利用しづらくなっているという意見もあります。
- ◇今後、少子高齢化により児童数が減少する一方で、共働き世帯の増加などにより学童クラブの利用率が高くなることが想定されることから、施設の確保に努める必要があります。また、学童クラブにおいては、小学校高学年の利用についても求められています。
- ◇小学校からの帰宅後、保護者が不在である子どもたちが増えています。また、小学生の高学年になっても支援の必要な子どもたちにも対応する必要があります。
- ◇近年、子どもの安全・安心を脅かす事件等の発生により、保護者の不安感が高まっており、子どもが安全に過ごせる居場所が求められています。

(2) 世代ごとの多様化するニーズ・課題への対応

◇ 乳幼児対応

児童館は、地域で子育てを支える場所として、親子で気軽に集えるサークルの主催や子育てグループに対する支援・連携、そして明るくきれいな施設整備の充実、環境づくりが求められています。

また、乳幼児を持つ家庭が地域の中で孤立し、抱える問題も多様化する傾向がある現在、児童館は、1日ゆっくり遊べる場所であることは勿論、心許せる信頼関係を築き、日常的に気軽に来館できるような存在であることが重要です。その中から、不安を抱える親たちの相談を受け、場合によっては保育園・子ども家庭支援センター等の専門機関との連携を行っているところですが、さらに子育て困難な家庭、若い年代の親への支援も含めた積極的な対応が期待されています。

◇小学生対応

子どもたちに自己肯定感の低下、コミュニケーション能力の低下などが見受けられることから、児童館は子どもたちの安心な居場所としての役割を充実させていくことが求められています。遊びの環境を整え、遊びの支援をすることで長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通じて子どもの発達の増進をはかり、また、異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶことにより、様々な体験を経て社会生活におけるルールやコミュニケーションなどを学んでいく場となります。

児童館は、子どもたちが創意工夫し、自由な発想・創造力を高めていく場として求められています。子どもたちが事業を企画・運営・参加できるシステムづくり(子どもたちが自ら主体的に地域活動・児童館活動に参加していくために、子どもたちの考え・意見が尊重されるような環境を整え、子どもたちが行動しながらさまざまな体験を通じて成長し自立していくことのできる場を作り、次年代の活動の礎を学ぶ。)も必要となります。

◇学童クラブ

市では、待機児童を出さないように第一次申請については、定員を超過して受け入れていきます。近年は、核家族化や共働き世帯の増加とともに学童クラブを利用する児童数が増加傾向にあるため、児童数の推移を見ながら、児童館や小学校の教室を利用した施設確保に努めてきましたが、施設確保の方策として、学童クラブ以外の居場所づくりについても検討が必要な状況となっています。

また、平成27年4月から導入された「子ども子育て新制度」により、小学6年生までの児童の受入れが求められています(現在は障害児のみ6年生までの受入れを実施)。加えて就労支援のさらなる充実ということで指導時間延長等の多様なニーズを検討していく必要があります。

◇中高生年代対応

中高生年代の居場所づくりは、現代社会の人間関係の希薄化が進んでいる中、青少年の自立性・社会性を養い、健全育成を図るうえで重要な課題となっています。

中高生年代にとって学校から離れ、スポーツ・音楽などの自主活動や同世代どうしの交流、また、息抜きができる安心な居場所として気軽に利用できる取組を行っていく必要があります。そして、より豊かな心と体の成長の機会となるために、中高生年代にとって、より主体的・積極的に参画する場であることが求められています。

また、ニートやひきこもりなど、青少年の自立の遅れが社会問題化する中で、そうならないために早いうちからの対策として、中高生年代の自立を応援する取り組みが求められています。

(3) 児童館・学童クラブへの支援

- ◇児童館等の委託化に伴い、市を中心とした児童館・学童クラブ事業を展開するため、民間事業者へ事業への協力や統一的な指導、助言を行う必要があります。
- ◇今後増加が予想される支援の必要な子どもたちへ対応するために、学童クラブ職員(以下「支援員」という。)に対し、定期的な巡回指導を行う必要があります。
- ◇支援の質を確保するためには、職員の派遣や配置、助言・指導、モニタリングについて検討する必要があります。

(4) 子どもたちの新たな課題への対応

- ◇不登校やいじめ、児童虐待、貧困など子どもが抱える可能性のある問題の発生を予防し、そのような問題が発生した際には子どもがそれを乗り越える手助けが必要です。
- ◇友人関係も十分になく、大人からの支援を受けられず孤立している児童が、地域には一定数いることを前提に入れた検討が必要です。

第3章 児童館の機能・役割

児童館は、全ての子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、支援の必要な児童及び家庭を支援する必要があります。

1 児童館の機能・役割(あるべき姿)

(1) 遊びによる子どもの育成、居場所の提供

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達を増進を図ること。また、子どもの遊びの拠点と居場所になり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。

◇子どもは遊びによって肉体的・精神的バランスを保ち、活力や体力を養い、情緒を育て、社会的機能を身につけていきます。遊びは自発的・主体的に行われることで、発達への効果があります。

◇0歳から18歳未満の子どもを対象にすることから、長期間にわたって子どもの発達にかかわりを持つことができます。この特質を生かして子どもの友人関係や家庭環境の調整を含めて、子どもの生活を援助する機能が期待されています。

(2) 子どもの問題の発生を予防し、福祉的な課題に対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

◇児童厚生員が子どもに寄り添い、子どもから信頼され、相談できる存在となることで、子どもが悩みを早く打ち明けたり、子どものつまづきや問題の発生を予防することが期待できます。

◇子どもや保護者への援助や地域社会と連携する場合は、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークなどの「ソーシャルワーク力」を向上する必要があります。

(3) 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、子ども支援のほか地域における子育て家庭を支援すること。

◇児童の生活の問題は、大人、特に保護者側の生活にもかかわります。保護者同士あるいは地域を含めた子育ての共同の場を提供し、受容と共感に基づく保護者への子育て支援を展開していくことは、子どもの生活と情緒の安定に直結する重要な取り組みとなります。

(4) 地域組織活動の育成

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

◇現在、その日、その時に来館する児童への児童指導のみとなり、来館しない児童とのコミュニケーションが十分にとれない状況も発生しています。子どもの視点に立ちながら、子育てを社会化していく方向に向けて地域社会に発信する拠点になることを目指す必要があります。

(5) 子どもの意見表明や参加の促進

子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会や仕組みを設けるとともに、子どもの考えや意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援する役割を担うこと。

◇子どもの意見表明や子ども参加については、子どもの最善の利益がどのようなことか知る上でも必要であり、子どもがすこやかに育つ環境をつくる上であらゆることにつながる、大切に根本的なものです。

◇子どもの意見表明や参加を促進するためには、①上記の基本的な考え方、②子ども自身が意見表明・参加ができるような機会や仕組みをつくること、そして③条件整備や支援が必要です。

第4章 今後の取組の方向性

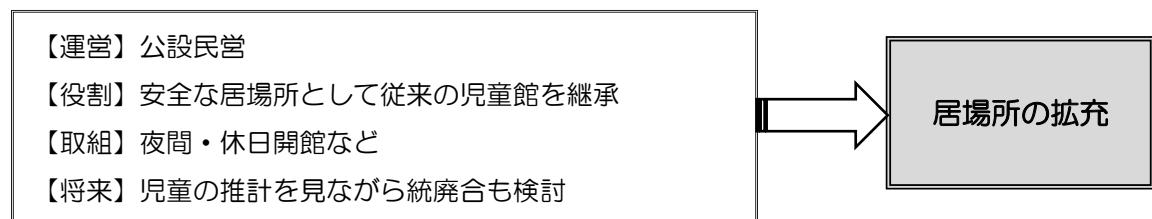
全ての子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、支援の必要な児童及び家庭を支援するため、児童館は「地域型児童館」・「特化型児童館」・「基幹型児童館」の機能別に整理し、それぞれの特性及び役割を担う施設として再編成します。

※児童館の再編成は、今後の第2次総合計画(後期基本計画)の圏域設定の考え方を踏まえて、段階的に取り組みます。個々の児童館については、その機能や役割を継承、充実させる取組が実現するまで、現在の運営を維持していきます。

■地域型児童館

【役割】

従来の児童館と同様、子どもの育ちを成長とともに見守り、安全な居場所としてこれからもその役割を担う。現行の運営を継承し、委託化の中で子どもたちの居場所の拡充を図っていく。



【取組(検討内容)】

◇居場所の拡充

子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間と関わり合いながら、子どもたち自身が参加し、積極的な意見の表明や体験の機会を得るなかで、自己の形成が図れるよう、家庭や学校以外の場所として、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や機会を確保していきます。

○夜間(中高生年代)、休日開館(乳幼児親子・小学生)等の実施

○併設学童クラブにおいては、委託化により時間延長等サービスの拡充

◇委託による運営

地域ニーズに迅速・柔軟に対応するため、民間事業者のノウハウを活用した児童館の運営委託を実施していきます。子どもたちが地域で過ごす時間をより楽しく豊かなものにするに寄与する委託化となるよう取り組んでいきます。

○職員の定年退職年度にあわせて段階的に委託化、定年退職した職員は再任用職員として基幹型児童館に配置

○児童館と併設学童クラブは、地域特性を踏まえ一体的に委託

○厚生労働省の「児童館ガイドライン」及び「放課後児童クラブガイドライン」に基づき、円滑な運営や支援の質の確保、確実な履行の担保

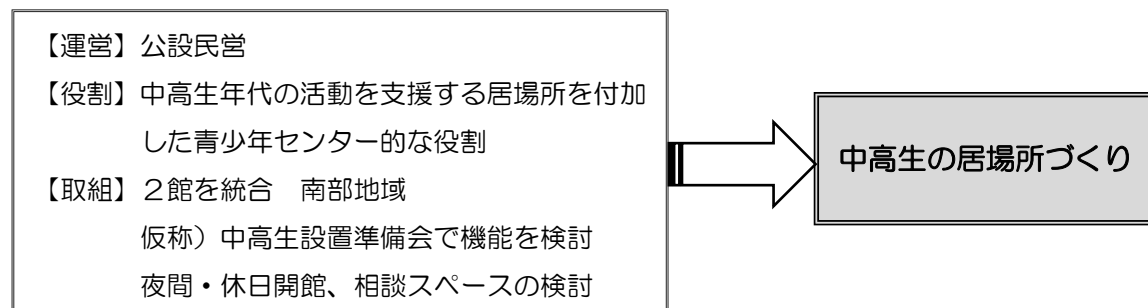
◇統廃合の検討

今後の児童数の推計や施設の経過年数等の状況を見ながら統廃合も検討していきます。

■特化型児童館

【役割】

地域型児童館の機能に加え、気兼ねなく立ち寄り、仲間と語りあえる場、ゆったりとした気持ちで集える場、悩みの相談等ができる場として整備し、中高生年代の活動を支援する「居場所」としての役割を付加する。



【取組(検討内容)】

◇統廃合、場所の選定

- 南部地域を想定し、各施設の利用状況、学童クラブの移設、施設の耐震状況、運営に係る経費等を勘案し、既存児童館の統廃合により設置
- 中高生年代の活動を支援する居場所としての役割を付加

◇居場所の拡充

児童館の運営については、子どもたち自身の参画を推進するとともに、子育て団体や民間事業者の持つ社会的な資源も活用していきます。夜間・休日開館を充実させ、中高生や青少年を対象として機能を付加します。

- 夜間・休日開館の実施
- 午前中は乳幼児親子、午後は小学生、夕方から夜は中高生に開放
- 相談スペースの検討

◇子ども参加

施設設置・利用に関して子どもから意見を聴取するなど、子どもならではの視点を生かし、魅力ある施設整備・運営を推進します。

- 仮称) 中高生設置準備会等の検討

◇委託による運営

地域ニーズに迅速・柔軟に対応するため、民間事業者のノウハウを活用した児童館の運営委託を実施していきます。子どもたちが地域で過ごす時間をより楽しく豊かなものにするに寄与する委託化となるよう取り組んでいきます。

- 厚生労働省の「児童館ガイドライン」及び「放課後児童クラブガイドライン」に基づき、円滑な運営や支援の質の確保、確実な履行の担保

■基幹型児童館

【役割】

従来の児童館の機能だけでなく、支援の必要な児童を支援する福祉的な機能を兼ね備え、地域の支援機関や支援に関わる市民と連携し、問題を抱えている子どもたちを支援する機会や場所などをコーディネートすることを視野に検討していく。

また、各施設の育成支援の質の確保など、市立児童館が統一的な事業を実施できるように調整的な役割を担う。

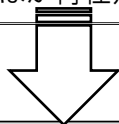
【運営】 公設公営 試行1箇所

【役割】 地域の子ども支援のコーディネート

【取組】

- ・児童の問題の予防的な役割や福祉的な役割の検討
- ・放課後の居場所づくり(学童の移設・放課後子供教室との連携、協議)
- ・児童館・学童クラブへの支援(巡回指導、モニタリング)

【組織】 現職公営児童館職員のほか再任用職員の配置



- ・支援の必要な児童と保護者への支援、専門家との連携
- ・遊びを通じて子どもを育成(安全・安心な居場所)
- ・委託事業者支援及び育成支援の質の確保

【取組(検討内容)】

◇場所の選定

- 運営状況、耐震診断結果の状況を判断し選定
- 試行1箇所(基幹型児童館の役割や今後圏域による調整を図る中で設置数を検討)

◇職員配置

地域型児童館の委託化による配置換えや、定年退職する職員の再任用により基幹型児童館の職員を確保し、児童館職員としての経験の活用を図ります。

◇福祉的役割に向けた視点

- ・地域の子どもの実態を正確に知る
- ・地域の支援機関・地域資源を把握・連携する
- ・市民、保護者、地域資源等との連携を強化する
- ・行政が子どもたちの理解を深めるため、常に情報を提供し、問題を共有する

◇委託事業者支援及び育成支援の質の確保

支援員が安心して育成支援にあたり、よりよい育成に取り組むための環境を整え、情報共有、相互に支えあうことができる仕組みを構築します。

- 基幹型に配置された職員(再任用を含む)が各児童館・学童クラブを巡回
- 支援の必要な児童への対応や助言・指導
- 委託先については、モニタリングを実施

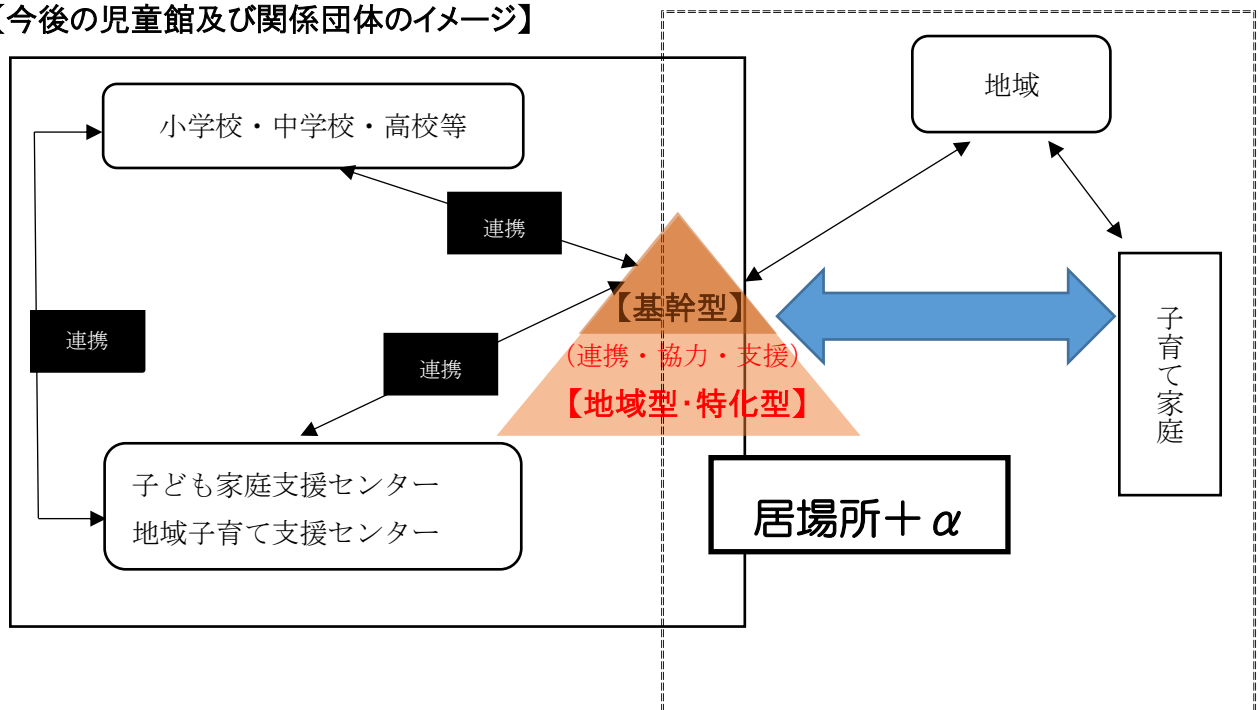
◇学童クラブの移設(教育委員会協議)

中長期的には児童数が減少することが見込まれることから、余裕教室や校庭のほか、校舎増改築等と整合を図りながら、段階的に小学校の中に移設していきます。

◇放課後子供教室との連携(教育委員会協議)

放課後子ども総合プランに基づき市長部局と教育委員会が連携し、子どもたち自身の意思や選択を大切にしつつ、高学年を含めた適切な居場所の確保に努めます。

【今後の児童館及び関係団体のイメージ】



児童館・学童クラブ関係資料

1 児童館年間延べ来館者数（通常開館）

（単位：人）

児童館	26年度	27年度	28年度	29年度
田無児童館	29,583	31,787	25,562	31,640
北原児童館	28,801	26,975	29,541	29,964
ひばりが丘児童センター	82,501	82,587	81,885	76,635
芝久保児童館	31,431	32,234	34,765	31,354
下保谷児童センター	59,952	57,617	61,430	59,831
新町児童館	30,579	22,660	25,982	24,680
中町児童館	31,781	29,409	26,702	29,221
ひばりが丘北児童センター	28,915	28,141	31,862	33,893
西原北児童館	18,640	19,561	19,355	23,794
田無柳沢児童センター	24,351	23,204	24,255	22,314
保谷柳沢児童館	40,044	31,928	32,755	30,649
西原児童館	15,493			
合計	422,071	386,103	394,094	393,975

※通常開館 9：15～18：00 月曜～土曜

2 児童館年間延べ来館者数（夜間開館）

（単位：人）

児童館	26年度	27年度	28年度	29年度
ひばりが丘児童センター	13,459	13,191	12,158	13,469
下保谷児童センター	6,988	6,799	6,202	6,641
西原北児童館	811	481	467	546
田無児童館	573	467	411	411
田無柳沢児童センター	484	426	277	238
合計	22,315	21,364	19,515	21,305

※夜間開館 18：00～21：00

※ひばり・下保谷（月～土曜日開館）、田無柳沢（月曜日）、西原北（水曜日）、田無（金曜日）

3 児童館年間延べ来館者数（日曜開館）

（単位：人）

児童館	26年度	27年度	28年度	29年度
ひばりが丘児童センター	4,369	4,655	4,437	4,541
下保谷児童センター	3,199	4,415	3,957	3,202
田無児童館	1,171	1,179	1,037	1,324
中町児童館	718	571	641	665
西原北児童館	599	568	562	588
田無柳沢児童センター	483	440	590	558
合計	10,539	11,828	11,224	10,878

※日曜開館 9：30～17：00

※ひばり・下保谷（第1・3・5日曜日）、田無・中町・田無柳沢・西原北（第2・4日曜日）

4 子育てひろば事業年間延べ参加者数

(単位：人)

児童館	26年度	27年度	28年度	29年度
田無児童館	1,448	794	1,014	744
北原児童館	801	858	736	923
ひばりが丘児童センター	3,498	3,755	3,567	3,180
芝久保児童館	3,549	804	802	1,204
下保谷児童センター	3,569	3,535	3,363	2,608
新町児童館	2,374	2,162	1,852	1,515
中町児童館	2,758	1,567	1,741	1,626
ひばりが丘北児童センター	670	944	1,006	841
西原北児童館	771	832	954	590
田無柳沢児童センター	2,003	1,575	1,455	930
保谷柳沢児童館	1,495	1,473	1,359	1,606
西原児童館	656			
合計	23,592	18,299	17,849	15,767

5 平成29年度 年代別延べ利用者来館者数(通常開館)

(単位：人)

児童館	幼児	小学生	うち 学童	中学生	高校生	その他	計
田無児童館	5,675	19,818	10,833	705	136	5,306	31,640
北原児童館	5,680	18,376	8,540	611	27	5,270	29,964
ひばりが丘児童センター	8,538	55,052	30,931	3,856	1,213	7,976	76,635
芝久保児童館	4,668	22,527	9,410	397	36	3,726	31,354
下保谷児童センター	9,855	32,272	11,120	3,279	5,901	8,524	59,831
新町児童館	5,856	11,986	3,921	323	73	6,442	24,680
中町児童館	2,899	23,102	15,399	252	18	2,950	29,221
ひばりが丘北児童センター	4,413	25,702	17,100	149	175	3,454	33,893
西原北児童館	3,422	17,535	10,398	284	3	2,550	23,794
田無柳沢児童センター	1,508	19,432	13,330	48	8	1,318	22,314
保谷柳沢児童館	3,507	19,806	5,917	2,627	628	4,081	30,649
計	56,021	265,608	136,899	12,531	8,218	51,597	393,975

6 学童クラブの定員及び在籍数等（各年度4月1日現在）

（単位：人）

学童クラブ	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	定員	在籍数	障害児 (再掲)	定員	在籍数	障害児 (再掲)	定員	在籍数	障害児 (再掲)	定員	在籍数	障害児 (再掲)
下保谷	55	47		55	59	1	55	65	1	55	66	1
保谷第一	50	52		50	40		50	50		50	43	1
ひばりが丘北	40	47	1	40	47	1	40	54	2	40	48	2
ひばりが丘北第二	40	48	1	40	47	1	40	54		40	52	1
住吉	70	76	2	70	77	1	70	80		70	93	1
中町	40	53		40	43	1	40	47		40	56	
中町第二	40	47	3	40	46		40	47		40	56	1
本町	50	89		50	75	1	50	90	2	50	96	2
東	50	73	3	50	86	2	50	88	2	50	78	1
北原	50	51	2	50	48	2	50	48		50	54	1
谷戸	50	66		50	69	1	50	60	2	50	65	1
谷戸第二	30	29	1	30	36	2	30	43	2	30	43	3
本町第二	50	58	2	50	61	2	50	70		50	65	1
ひばりが丘第一	70	103	4	70	103	6	110	107	4	110	122	3
ひばりが丘第二	70	101	5	70	102	4	70	93	4	70	71	7
みどり	70	81		70	61		70	50	2	70	51	3
田無柳沢	50	78		50	87	1	50	80	2	50	87	3
新町	35	42		35	30		35	22		35	23	
向台	50	73	1	50	67	2	50	74	1	50	83	3
向台第二	50	72	2	50	69	2	50	79	1	50	81	5
向台第三	—	—	—	40	40		40	53		40	63	
保谷柳沢	45	48	3	45	40	2	45	33	2	45	39	4
保谷柳沢第二	40	67		40	60		40	65		40	68	
東伏見	40	36		40	38		40	39	1	40	41	2
東伏見第二	40	32	1	40	32	2	40	31	1	40	32	
北芝久保	50	66		50	58		50	63		50	82	1
けやき第二	50	44		50	41		50	59		50	59	2
けやき	70	81	2	70	80	1	70	74	1	79	93	2
田無	50	70	4	50	53	5	50	62	3	50	58	4
田無第二	50	77	6	50	87	5	50	94	6	50	46	2
田無第三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	59	3
芝久保	50	71		50	78		50	66		50	59	
上向台	35	31	1	35	38		35	42		35	43	1
上向台第二	50	42	3	50	35	2	50	52	2	50	58	3
総計	1,580	1,951	47	1,620	1,933	47	1,660	2,034	41	1,719	2,133	64

7 児童館管轄学童クラブ別実施場所区分（平成30年4月1日現在）

34 学童クラブ（うち民間委託 9）

（児童館併設14 単設・地区会館併設6 小学校敷地内5 小学校校舎内9）

児童館	学童クラブ	実施場所区分
ひばりが丘北児童センター	ひばりが丘北	児童館併設
	ひばりが丘北第二	児童館併設
（下保谷児童センター）	（下保谷）	児童館併設
	保谷第一	小学校校舎内
	住吉	小学校校舎内
中町児童館	中町	児童館併設
	中町第二	児童館併設
	東	小学校敷地内
	本町	小学校校舎内
	本町第二	小学校校舎内
西原北児童館	けやき第二	児童館併設
	けやき	小学校校舎内
（ひばりが丘児童センター）	（ひばりが丘第一）	児童館併設
	（ひばりが丘第二）	児童館併設
北原児童館	（北原）	児童館併設
	（谷戸）	単設
	谷戸第二	小学校校舎内
	みどり	単設
田無柳沢児童センター	田無柳沢	児童館併設
新町児童館	新町	児童館・福社会館併設
	（向台）	単設
	（向台第二）	単設
	向台第三	小学校校舎内
保谷柳沢児童館	保谷柳沢	児童館併設
	保谷柳沢第二	小学校敷地内
	（東伏見）	小学校敷地内
	（東伏見第二）	小学校敷地内
田無児童館	田無	児童館併設
	田無第二	小学校敷地内
	田無第三(※)	小学校校舎内
芝久保児童館	芝久保	児童館併設
	上向台	小学校校舎内
	上向台第二	単設
	北芝久保	地区会館併設

※()は民間委託 ※田無第三学童クラブは平成30年4月1日開設

西東京市全図

現在の学童クラブ配置状況

